

第80号議案

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部改正について

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則（平成28年滋賀県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

第2条第1項の表中「健康福利室長および」を「教育ICT化推進室長および健康福利室長ならびに」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則」の一部改正について

1 改正の理由

- ・令和2年度の組織改編に伴い、教育総務課に「教育ICT化推進室」を設置することにより新たに「教育ICT化推進室長」の職を置き、標準的な職を「参事級」とするもの。

2 改正内容

- ・第2条第1項の表中「教育ICT化推進室長」を加えます。

3 施行日

- ・令和2年4月1日

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則新旧対照表

旧		新	
<p>第1条 省略</p> <p>(教育委員会事務局の標準的な職)</p>		<p>第1条 省略</p> <p>(教育委員会事務局の標準的な職)</p>	
<p>第2条 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員(教育職員および技能労務職員を除く。)の標準的な職は、次の表のとおりとする。</p>		<p>第2条 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員(教育職員および技能労務職員を除く。)の標準的な職は、次の表のとおりとする。</p>	
職	標準的な職	職	標準的な職
教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長	次長	教育委員会事務局の教育次長および管理監、総合教育センターの所長ならびに図書館の館長	次長
教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長	課長	教育委員会事務局の課長および主席参事ならびに図書館の副館長	課長
参事、教育委員会事務局の健康福利室長およびびわこフローティングスクールの所長	参事	参事、教育委員会事務局の教育ICT化推進室長および健康福利室長ならびにびわこフローティングスクールの所長	参事
総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長	課長補佐	総括補佐、課長補佐、室長補佐および副参事ならびに図書館の課長	課長補佐
主幹および図書館の専門員	主幹	主幹および図書館の専門員	主幹
副主幹および係長ならびに図書館の主任主査	係長	副主幹および係長ならびに図書館の主任主査	係長
主査	主査	主査	主査
主任主事、主任技師および主任保健師	主任主事	主任主事、主任技師および主任保健師	主任主事

	主任技師		主任技師
司書	主任主事 主任技師 主事 技師	司書	主任主事 主任技師 主事 技師
主事および技師	主事 技師	主事および技師	主事 技師
以下 省略		以下 省略	